

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第3号

答申番号：令和5年度答申第6号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分は、取り消されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、原処分（生活保護費返還処分）による返還額の算定について、処分庁の職員から何ら説明を受けておらず、また、保護費が返還となることは二度目であるが、いずれも処分庁が長期間にわたり適切な事務処理を怠った結果、本件過支給額が生じたものであるから、原処分は違法又は不当であり、取り消されるべきである。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人の障害者加算については令和元年12月分以降の保護費から加算アではなく加算イを認定するべき状態であったこと、母の障害者加算については平成31年2月分以降の保護費から削除すべき状態にあったところ、処分庁は当該期間に請求人世帯に支給した保護費に過支給が生じたことを確認したために原処分を行ったものであり、適法かつ正当な処分である。

なお、請求人に対しては、返還の内容について事前に説明を行っており、処分庁による事務処理の誤りについては、再発することのないよう内部管理を徹底する旨、謝罪したものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 請求人の障害者加算に係る過支給額（22万3,200円）は本来支給できないものであり、請求人世帯の貯蓄額（401万6,989円）に占める返還対象額を勘案すると、世帯の自立更生を著しく阻害すると認められる事情も窺われないから、これを返還させることは、公平の理念から、不当な措置とはいえない。

なお、加算額の変更は令和元年12月ではなく令和2年1月から行われるべきであるから、請求人の障害者加算に係る原処分のうち、21万5,760円を超える額（7,440円）を返還対象とした点は誤りである。

#### 2 他方、請求人の母（以下「母」という。）に係る障害者加算に過支給があったとする額（88万9,040円）の認定に当たり、処分庁は、母の精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）が更新されなかったことのみを根拠とし、手帳が更新されなかった理由が加算の対象に該当しないほどに母の障害の程度が軽減されたことによるものであることについて、「医師の診断書その他の方

法」により確認することなく原処分に残っていることなどを踏まえると、処分庁の過誤は看過し難いものであり、これを返還させることは、処分庁の過誤を請求人世帯の負担に転嫁する結果を招来するから、公平の理念に照らして著しく不当であって、社会通念上著しく妥当性を欠くものとして、裁量権の逸脱又は濫用があったというべきである。

- 3 以上のとおり、原処分は、請求人の障害者加算に係る令和元年12月分の過支給額（7,440円）及び母の障害者加算に過支給があったとする額（88万9,040円）を返還対象額とした限りにおいて、違法な処分として取消しを免れない。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年5月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月18日及び29日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法及び処理基準について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第4条第1項及び第8条第1項）。

そして、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。他方、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行わなければならないとされている（法第25条第2項）。

さらに、法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施期間の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、同条による返還額は、その資力を限度とし、原則として支給した保護金品の全額とすべきであるが、世帯の自立更生を著しく阻害すると認められる場合は、一定額を要返還額から控除する取扱いとすることができる。とされている。

なお、障害者加算は、障害に起因する特別需要について、その分を基準生活費に上積みすることにより最低生活を保障する制度であり、加算の認定に当たっては障害の程度を判定する必要があるが、そのための方法として、所定の書類や保護の実施期間の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる

書類に基づき確認することとされている。

## 2 請求人の障害者加算に対する返還措置について

処分庁は、令和元年12月から令和4年5月に至るまで、請求人の障害基礎年金2級に基づく障害者加算を誤って1級と認定した結果、合計22万3,200円の過支給額が生じたとして、請求人に対し、その全額の返還を求める原処分を行ったことが認められる。

収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされているのであるから、請求人は、障害基礎年金に係る変更について処分庁に届け出る義務があったと認められるところ、請求人は処分庁に対し自身の障害基礎年金に係る障害等級が1級から2級に変更されたことについて、令和2年1月に書面で適切に申告しており、報告義務の懈怠はない。他方、処分庁は30か月間にわたり、この事実を見落としていたことが認められるから、当該期間の保護費に過支給額が生じた原因は、専ら処分庁にあるというべきである。

この点、請求人は、この期間における各月の保護費は適法なものと信頼し、その生活を終えており、こうした信頼利益は法律上保護されるべきところ、各月の過支給分7,440円について返還請求をすることは、当該法律関係の存在に対する信頼を著しく損なう結果を招来することとなる。

よって、原処分において、当該過支給額（22万3,200円）の返還を求めた処分庁の判断は、違法なものであるといわざるを得ない。

## 3 母の障害者加算に対する返還措置について

処分庁は、手帳1級を根拠として母の障害者加算を認定していたところ、その更新がされなかった平成31年2月から令和4年5月に至るまでの40か月間に支給した合計88万9,040円分の加算額について過支給があったとして、その全額の返還を求める原処分を行ったことが認められる。

この点、母は処分庁に対し、自身の手帳の更新状況等について報告を行うべきところ、これを行っていない。他方、母は平成20年12月から統合失調症等により医療機関に長期入院し、支援なしでは十分な手続を行うことができない状況であったことがうかがわれる。

そして、加算は障害の程度が判定できる書類に基づいて行うべきものであるところ、処分庁は、母のかかる状況を把握していたのであれば、手帳が更新されなかったとの事実のみにより加算の対象に該当しないと判断するのではなく、医師の診断書等によって母の障害の状態について確認すべきであったにもかかわらず、これをしておらず、処理基準に反する。また、母の手帳はその後再度1級が交付されていることからすると、更新が行われなかった期間についても、手帳1級の障害の状態にあったことが推認される状況にあり、処分庁は、原処分を行う前に、その事実を把握し得たというべきであるから、このような確認を怠った処分庁の判断は、考慮不尽として裁量権の逸脱・濫用があったといわざるを得ない。

## 4 原処分に係る判断

以上のとおり、原処分は全て取り消されるべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を一部棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子